

(平成22年11月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月ごろから32年1月ごろまで

私は、申立期間当時、従業員としてA事業所に勤務していた。厚生年金保険料を給与から引かれていたかどうかは覚えていないが、申立期間の私の厚生年金保険の加入記録を調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA事業所は、申立期間より前の昭和29年5月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後、同年12月に同じ住所地において厚生年金保険の適用事業所となったB事業所には、申立期間において申立人の父親の厚生年金保険の加入記録が確認できる。しかし、申立人は「申立期間を含めA事業所では父と一緒に働いたことはない。」と述べているなど申立人の記憶が曖昧である上、申立人は二人の同僚を挙げているが、姓のみの記憶であることから、個人を特定することができず、申立人の勤務状況等について証言は得られない。

また、申立人は「申立期間当時、A事業所には、現場で60名ぐらい、全体では100名ぐらいの社員がいた。自分は正社員だったか臨時社員だったかは覚えていない。」と述べており、申立期間当時に適用事業所であったB事業所で厚生年金保険の加入記録がある元事務員は「私は、申立期間当時、会計事務を担当していた。従業員は全部で100名ぐらいいた。申立人のことは覚えていないが、臨時社員は社会保険には加入させていなかったと思う。」と述べている。

以上のことから、申立人が申立期間に勤務していたとする事業所はB事業所であった可能性がうかがえるが、同事業所に係る厚生年金保険被保険者原票によれば、厚生年金保険の加入者は昭和30年5月時点では19名、31年12月時点では28名であることが確認できることから、申立期間当時、事業主は臨時

社員を含め多数の者について厚生年金保険に加入をさせていなかったものと思われる。

加えて、A事業所及びB事業所に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したが、両事業所の加入者整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月 1 日から 46 年 8 月 15 日まで
② 昭和 48 年 4 月 1 日から 49 年 1 月 10 日まで

私は、遠洋漁業の船員として、申立期間①についてはA事業所で、申立期間②についてはB事業所で働いていたが、社会保険事務所（当時）に私の船員保険の加入記録を照会したところ、申立期間①及び②については加入記録が無いとの回答を受けたので、これらの期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は遠洋漁業の船員としてA事業所の船舶に乗り組んでいたと主張しているが、申立人が保管する申立期間当時の身分証明書（日本政府総理府発行）により、申立人が申立期間①のうち、昭和 45 年 7 月及び同年 8 月並びに 46 年 6 月及び同年 7 月にかけて延べ 6 回に渡り航空機で移動していたことが確認できる。

また、申立人は 2 冊の船員手帳を保管しているが、昭和 42 年 5 月 25 日にC局により交付された船員手帳には、D都道府県の船舶所有者に雇入れされていた同年 5 月 25 日から 43 年 3 月 10 日までの雇入期間のみ記載されており、これ以降の雇入契約に関する記載は無い。申立期間①より後の 46 年 8 月 23 日にE局により交付されたもう一つの船員手帳では、申立人は、同手帳の交付日と同日にA事業所の船員として雇入れされており、その後 50 年 12 月 2 日の雇止めまでの 5 つの雇入契約について記載されていることが確認できる。船員法により、船員手帳の有効期間は 10 年間であり、有効な船員手帳を有する者は、同手帳を紛失等した場合を除き、別途船員手帳の交付申請ができないとされているところ、申立人の主張のとおり、申立期間①において申立人がA事業所に

雇入れされていたとした場合、これら 2 冊の船員手帳以外に当該雇入契約が記載された別の船員手帳が存在していたことになるが、申立人は申立期間①において船員手帳を紛失し再交付申請した覚えは無いと述べている。

申立期間②について、申立人が保管する船員手帳により、申立人は昭和 48 年 4 月 10 日から同年 7 月 5 日までの期間においては、B 事業所に F 丸の船員として雇入れされていたことが確認できる。

しかし、F 丸に係る船舶原簿により、申立人が当時乗り組んでいた同船は、昭和 48 年 2 月 26 日に G 国の会社に売却され外国船籍となり、同年 4 月 27 日に船舶登録を抹消されていることが確認できる。

また、船員保険被保険者原票によれば、申立人が F 丸と一緒に乗り組んでいたと主張する同僚 6 人のうち、申立期間②の後に B 事業所における船員保険の加入記録の無い 3 人を除く 3 人(前述の申立期間②における申立人の雇入期間における F 丸の船長を含む。)は、いずれも申立人と同日の昭和 48 年 4 月 1 日に B 事業所における船員保険被保険者資格を喪失しており、申立期間②については同事業所において船員保険に加入していないことが確認できる。

申立期間①に係る A 事業所及び申立期間②に係る B 事業所は既に船舶所有者ではなくなっている上、法人登記簿も既に閉鎖されていることから、当時の申立人の勤務実態及び船員保険の加入状況等について確認することができない。

このほか、申立期間①及び②に係る船員保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。